



長野県報

4月21日(木)
令和4年
(2022年)
第298号

目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間を延長した旨の通報(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3

公告

毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課).....	3
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(農地整備課).....	5
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	5
土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課).....	5
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	5



長野県告示第217号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年4月21日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社介護のおお岡	株式会社介護のおお岡	長野県長野市松代温泉75-1	令和4年4月16日

介護支援課

長野県告示第218号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、独立行政法人家畜改良センターにおいて令和4年度定期種畜検査計画のとおり種畜検査を実施した場合に有効期間内に検査を受けることができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により当該有効期間を6か月以内に限り延長した旨通報がありました。

令和4年4月21日

長野県知事 阿部 守一

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第219号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
長野市中条字十王堂2823 から 2825 まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第220号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡南相木村字棚畑4816 の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第221号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡上松町大字荻原3335 の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字荻原3335 の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年5月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

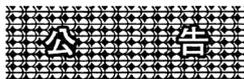
令和4年4月21日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 1 路 線 名 豊野南志賀公園線
- 2 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先まで

上高井郡高山村大字奥山田字釜屋1859番の1地先から
上高井郡高山村大字奥山田字入部石2500番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年4月21日

道路管理課



公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

令和4年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 試験日時
令和4年8月24日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	佐久平交流センター（佐久市佐久平駅南4-1）
伊那市	長野県伊那合同庁舎（伊那市荒井3497）
松本市	長野県松本合同庁舎（松本市島立1020）
長野市	J A長野県ビル（長野市南長野北石堂町1177-3）

- 3 試験の区分
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学